

看護師確保による新型コロナウイルス感染症対策事業委託
一般競争入札に係る質疑に対する回答

	質問	回答
1	乳幼児の対応を行う事もあるが、看護師の経験として小児科の経験は必須となるか。	小児科の経験は必須ではないが、乳幼児の子育て経験がある方が望ましい。
2	預かる可能性のある児童の年齢は。	0歳～18歳。
3	「一時保護を行う場所に、看護師自らが行き帰りすること」とあるが、車通勤は可能か。	可能である。ただし、中央こども家庭相談センターについては、駐車場が少ないため、平日については、公共交通機関の利用をお願いする。
4	「安全に活動するため感染対策については、必ず説明を行うこと」とあるが、感染対策に関するマニュアルはあるのか。	「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(令和2年10月)」がある。 奈良県こども家庭課のホームページにも掲載している。 http://www.pref.nara.jp/secure/237150/fukushi.pdf
5	アレルギーの有無確認は出来ているのか。	確認している。
6	一日のタイムスケジュール(一例)を教えてください。	10時 児童の健康観察等個別的な対応 (3歳未満の乳幼児保護の場合 10時 業務引継) 12時 児童の昼食準備、児童によっては食事の介助の補助、13時 昼食片付け、消毒、 12～14時の間で1時間昼食休憩、 15時 児童の健康観察等個別的な対応、消耗品の管理、児童によっては生活の介助の補助、 17時 夕食準備、 18時 児童の健康観察等個別的な対応、児童によっては入浴介助の補助、業務日報の作成 (3歳未満の乳幼児保護の場合 18時30分 業務引継) 上記はあくまでも一例。児童の状況や一時保護する場所等により変動する。